

Q 1 : 紙による郵送申請はいつまで受け付けてもらえますか。

A 1 : 6月30日（消印有効）までとなります。郵送による申請を準備されている方は、時間に余裕を持って手続きを行ってください。

Q 2 : NACCS センターの HP によると新規の利用を申し込んだ場合、利用開始（ID 取得）までに7営業日が必要とのことですが、早急に許可証が必要なのですが、どうしたらよろしいでしょうか。

A 2 : 郵送による申請の受付は6月30日（消印有効）に申請窓口に着した分までとなります。出荷スケジュールを踏まえ、電子申請が行えるよう NACCS センターに必要な手続きを行ってください。なお、NACCS センターで ID 取得後に貿易経済協力局貿易管理部電子化・効率化推進室に必要な情報の届出が必要となります。この届出の対応については、届出受理後、1～2営業日が必要となりますのでご注意ください。

Q 3 : NACCS センターから ID を取得しました。電子申請を行うためには別途、経産省へ届出が必要とのことですが、具体的な方法について教えてください。

A 3 : NACCS センターから利用者 ID を取得後利用者 ID に紐づく申請者情報（社名・代表者名・本店住所等）を貿易経済協力局貿易管理部電子化・効率化推進室へ届出が必要となります。詳細は下記 URL をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

また、代理申請においても、委任者・代理者双方が、外為法関連業務利用者 ID を取得して、申請者届出の手続きを完了させていることが必要です。加えて、下記 URL の委任者から代理者への委任 PW 発行手続きもお願いいたします。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/inin.html

具体的な電子申請の操作方法につきましては、下記 URL をご確認ください。操作方法についてご不明の点がある場合は、貿易経済協力局貿易管理部電子化・効率化室（e-mail : qqfcbj@meti.go.jp）にご照会ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/R4fy_anpo_naccs_ninushi_rev.pdf

なお、申請書の入力内容や添付書類に関するご照会は、申請された窓口へご確認ください。

Q 4 : 「電子申請ができない特段の事情」とは具体的にどのような場合でしょうか。

A 4 : サイバー攻撃、自然災害、インターネット環境に障害等が発生し、電子申請が困難となった場合を想定しております。電子申請が困難と考えられる場合は申請窓口にご相談ください。

Q 5 : 「電子申請に対応していない手続」とは具体的に何ですか。

A 5 : 紙で発給された許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請、紙で発給された許可証に付されている条件に基づく報告書・履行書類等の提出、包括許可に係る届出書・報告書の提出、「位置決め精度等」申告書の提出等になります。これらの手続は従来どおり紙で行ってください。

Q 6 : 個人が射撃大会に参加するため必要な輸出許可を申請する場合、電子申請で行うことが必要でしょうか。

A 6 : 個人が射撃大会に参加するために電子申請にて輸出許可申請（代理申請を含む）を行うことは、現状の電子申請システムでは一部対応が困難な手続があり、当面の間は紙申請も受け付けます。